平成24年度

京都府包括外部監査報告書【概要版】

監査テーマ

「情報システムに係る 財務事務の執行について」

平成 25 年 3 月

京都府包括外部監査人 公認会計士 村尾 愼哉

京都府包括外部監査の結果及び意見の概要

I. テーマの選定理由

急速な情報技術の発展により、行政機関においても電子政府・電子自治体構想などが制定され、短期間で全国的に IT を活用した情報システムの導入が進み、現在の行政運営に情報システムは不可欠なものとなっている。

京都府においても、平成 16 年度から電子府庁推進プロジェクトの取組として、内部管理業務の簡素・効率化、行政手続きのオンライン化、府民との情報共有の推進や市町村との業務連携などの取組みを図ってきているところである。

情報システムの導入は業務の効率化をもたらす一方、多額の投資を要するため、導入段階だけでなく、導入後の運用・保守等まで含んだコストを考慮した上で、行政及び京都府民にとって有効な情報システムを構築・運用していることが求められる。

さらに個人情報保護やウィルス等のセキュリティ対策といったリスク管理についても府 民にとって関心が高いものと考えられる。

以上のことから、この情報システムが、経済性、効率性、有効性等を勘案した上で導入・ 運用されているか、という観点から改めて検証する必要があると考え、本テーマを選定した。

Ⅱ. 外部監査の方法(監査の要点)

- ・情報システムは、現在の行政運営に不可欠のものとなっているが、システム導入により期 待された効果があがっているか。
- ・情報システムの構築・運用等に係る契約事務が法令等に則り適正に行われているか。
- 情報漏えい等のリスク管理など情報セキュリティが適正に維持されているか。

Ⅲ. 外部監査の指摘事項及び意見

平成 16 年から開始された京都府の主要な情報システムの再構築は、短期間で効率的に行われたものと考える。その要因は、システムの再構築それ自体を目的とするのではなく「経営改革プラン」の一環として業務改善を伴って実施されたこと及び知事を筆頭とした「トッ

プダウン方式」により実施されたことによる。

また、その特徴として、京都府庁内の業務改善のみにとどまらず、京都府と市町村による 共同化の取り組みが積極的になされたことがある。京都府と市町村の業務には重複している ものが相当量あり京都府だけでは十分な効果が得られないため、これまで以上に相互に連携 した取り組みを推進したといえる。実際に国や他府県から多くの視察があると聞き及んでい る。

このように高く評価できる点が多々あることを前提としつつも、現状の京都府の情報システムについて、IT ガバナンス、システム監査、契約の状況などの切口から、以下の指摘事項及び意見を述べたいと思う。

1 京都府の情報システムの状況

(1) 京都府の IT ガバナンス

京都府における今後の情報システムの整備・運用においては、「基本方針」やそれを具現化した「計画」の策定が必須である。施策の数値目標や期限の定めがなければ、事業が効果的に行われたかの判断ができない。

(2) 情報システムの管理体制について

京都府においては、全庁で共通的に使用するシステムについては情報政策課で管理されているが、全てのシステムについて一元的に管理している部署はない。今後、すべての情報システムの整備・運用において情報政策課が関与し、各システムを管理することにより全体最適を目指すことが必要であると考える。予算編成段階で情報政策課が積極的に関与するとともに、事前の評価(費用対効果)を明らかにすべきである。また、セキュリティレベルの一定水準の確保、システム導入の緊急性・重要性の判断、外部委託業者の管理の面からも、情報システムを一元的に管理する部署が必要であると考える。

(3) 情報政策課の体制について

京都府の情報システムの全体最適を図るために、担当部署であるべき情報政策課所属の職員は IT のスペシャリストの集団であるべきと考える。システムの外部委託事業者はいずれ

も IT の専門家であり、これらの専門家をコントロールするためには、それ以上の専門的知識や経験を有するプロ集団でなければならない。情報政策課の人員構成や教育体制も含め京都府として長期的な視野にたった専門家の養成・充実を検討することが必要と考える。

2 システム監査

(1) システムに関する組織体制・規程等について

① IT 推進本部について

京都府では、情報セキュリティに関する規程として、①京都府情報セキュリティ基本方針(以下「基本方針」という。)②情報セキュリティ対策基準(以下「対策基準」という。)③情報セキュリティ実施手順(以下「実施手順」という。)の3つを規程として定めている。

また、その他に「京都府電子計算組織等運用管理規程」「電子計算機運用管理要領」「行政情報ネットワーク運用管理要領」「京都府 IT 推進本部設置要綱」などがある。

IT 推進本部は平成 18 年 8 月に開催され、それ以降は一度も開催されておらず、上記「基本方針」や「対策基準」に定める以下の業務が十分に行われていない。

- (ア)情報セキュリティ対策の遵守状況に関する監査及び基本方針等の見直し
- (イ)京都府の情報セキュリティの維持管理を統一的な視点で行うための基本方針等の見直し
- (ウ)情報システム管理者による情報セキュリティ対策の遵守状況に関する検証と報告情報セキュリティに関する重要事項の審議・決定等の業務は「経営戦略会議」に引き継がれ、また、情報セキュリティに関する教育・訓練及び情報システムの調達に際しての協議は情報政策課に引き継がれている。しかしながら、これらはともに基本方針及び対策基準に規定された業務の一部が引き継がれているに留まっている。本来 IT 推進本部が実施すべき業務が情報政策課で完了しており、基本方針等の内容とは異なる形で業務が進められている。

情報セキュリティの根幹ともいうべき基本方針、対策基準、実施手順の重要な事項の遵 守が十分ではないといえる。

② 規程の整理について

(i) 「実施手順」が作成されていないシステムがある(新人事給与、人事、総務事務、 衛星通信系防災情報)

実施手順を操作マニュアル等で代替している部署があるが、基本方針において実施手順が規程として定められている以上、各システム共通して遵守すべき事項を記載し、これに各システムの特性を考慮すべき事項があれば適宜追加記載したものを規程化する必要がある。

(ii) 実態にそぐわない規程の存在

「京都府電子計算組織等運用管理規程」及び「電子計算機運用管理要領」はホストコンピュータを使用していたときの内容が含まれており、一部現状の実務に即していない内容となっている。現在の実務に適合するように規程の改廃も視野に入れて、内容を見直す必要がある。

③ システム内部監査について

情報セキュリティに関する問題点が散見されるため、システム内部監査による問題点の 発見・是正を速やかに進めて行く必要がある。

④ システム外部監査について

情報政策課についてはシステム監査の専門家(監査法人など)によるシステム外部監査を定期的に受ける必要がある。また、これに限らずシステム内部監査の未実施を解決するために、システム外部監査を活用してシステム内部監査の代替とすることや、外部委託事業者の管理状況の監査にもシステム外部監査を活用することを検討されたい。

⑤ リスク評価の実施について

京都府においては膨大な個人情報や機密情報が存在することから、その漏洩リスクについて毎年評価を行い、必要な措置を取る体制の構築が必要である。リスク評価計画の立案、評価実施、改善計画策定、改善後のフォローアップまでを毎年実施していくことを検討すべきである。

⑥ 情報システム担当者に対する計画的な教育研修の実施について

スキルの明確化や年度別教育研修計画を立案し、実行していくことが望まれる。また、 京都府内での研修体制の構築が難しい場合には、外部で開催される研修なども組み合わせ て実施することを検討すべきである。

⑦ 情報システムに関する責任者への報告体制について

情報システムの開発・変更、運用などについて、年度ごとの計画・実行・評価を行う必要がある。その結果を政策企画部長や担当副知事に定期的に報告することで、中長期な視点から情報システムをコントロールすることができる。定期的な報告体制の整備を検討する必要がある。

(2) 情報システムの開発・変更管理について

- ① ルールの整備状況
- (i) 具体的な規程が未整備である (8 システム共通)

対策基準に定めた事項が遵守されるための、具体的な管理事項を定めた規程がない。

(ii) 外部委託事業者における規程が未整備である(教職員人事電算)

京都府の情報システムの開発・変更を担う外部委託事業者も、業務の適切な遂行を考慮すれば当然に関連規程を整備する必要がある。京都府も外部委託事業者に対してそのように指導すべきであり、京都府が要求する水準の管理体制を整えるよう監視する必要がある。

② 情報システムの開発・変更作業の実施状況について

(i) *開発・変更依頼について*

依頼方法等が不統一である(8システム共通)

情報システムの開発・変更依頼は、各所管部署で共通の方法によることが望ましい。

(ii) 作業実施手順について

(ア) 担当者が作業実施手順を確認していないケースがある。(教職員人事電算)

情報システムの開発・変更を行う際の作業実施手順は、各所管部署の担当者が十分に把握していなければならない。

(4) 担当者が本質的な確認が出来ていないおそれがある(8システム共通)

各所管部署における情報システム担当者が、情報システムの開発・変更を把握し、作業 実施手順の内容の妥当性を判断するためには、相応の知識・能力・経験が必要である。開 発・変更過程の要所において情報政策課が関与することを検討されたい。

- (3) 情報システムの運用管理について
- ① システム運用状況の管理(障害管理・例外処理実行管理・不正プログラム実行 防止含む)
- (i) 運用計画の策定状況及び運用計画に基づく運用監視状況
- (ア) 運用監視が不十分な状況にある(教職員人事電算)

事後的に障害発生有無の確認を行っているのみでは、十分とはいえず問題がある。障害 発生時には担当者にアラームが通知されるなど、最低限の管理を行う必要がある。

- ② ソフトウェア・ハードウェア・ネットワークの構成管理及び調達管理
- (i) 構成管理及び調達管理
- (ア) 契約書の記載項目の見直し(8システム共通)

システム改修委託契約書や軽微なシステム改修を含む保守管理契約が存在する。これらについては、修正したプログラムの権利が誰に帰属するかについて、契約書に明記しておくべきである。

- (4) 情報システムのセキュリティ管理について
 - ① ルールの整備状況(全般的なセキュリティ管理方針)
 - (i) 「セキュリティ対策の強化について」の各規程への未反映

「セキュリティ対策の強化について」は、京都府の正式な規程ではなく、通達のような 性格を持つものである。京都府職員に遵守事項を徹底させるためには、「セキュリティ対 策の強化について」の内容を各規程に反映させる必要がある。

- ② 情報セキュリティに関する教育・訓練
- (i) 情報システム管理者が訓練を行っていない(8システム及び全システム共通)

- (ii) セキュリティ対策に係る研修を受講していない担当者がいる(教職員人事電算)
- ③ アクセス管理1(ID・パスワード等のアクセス制限による技術的な管理)
- (i) 一般ID
- (ア) 権限付与が広範である(税務支援)
- (4) 簡易検索が可能なオペレーションログが残っていない(税務支援)
- (ウ) 指紋認証の実施を怠っている(教職員人事電算)
- (エ) 非効率な ID 登録・削除・権限変更(税務支援)
- (ii) 特権ID
- (ア) 削除すべき特権 ID が残っている(教職員人事電算)
- (イ) 特権 ID の使用状況を管理していない(新人事給与、人事、教職員人事電算、税務支援、行政事務支援、総務事務、衛星通信系防災情報)
- (iii) 一般 ID のパスワードポリシー
- (ア) 類似のパスワードポリシーが散見され、必要性が不明確である(教職員人事電算、 税務支援、行政事務支援、統合財務)

パスワードポリシーに関する規程が、京都府内で複数存在しており、それぞれに微妙な 差異がある。

(4) パスワードポリシーを遵守するためのシステム上の制約がない(新人事給与、人事、 税務支援、統合財務、衛星通信系防災情報)

パスワードポリシーに沿わないパスワードについては、システム上認めないように設定 すべきである。また、パスワードポリシーを「京都府情報セキュリティ対策基準」に集約 した上で、職員のポータルサイトである行政事務支援システムでの一元管理(シングルサ インオン)とすることを検討すべきである。

- ④ アクセス管理2(データ改ざん、不正持ち出し等の防止)
- (i) USB メモリ等の媒体について
- (ア) 規程が十分でない(8システム共通)

業者持込時の USB メモリ使用に関して具体的に誰が承認すべきか明確になっていな

い。また、システムによっては USB メモリの使用自体を禁じる場合もあると考えられる。

(イ) 未承認使用防止が不十分(8システム共通)

仮に USB メモリ使用時のガイドライン申請を徹底したとしても、USB メモリ不正使用 防止にはつながらない可能性がある。そのため、未使用時の接続口封印や接続ログの事後 確認などにより、未承認使用防止の対策を講じる必要がある。

(ii) メール送信について

(ア) 情報セキュリティの観点からの規程がない(8システム共通)

メールは USB メモリ以上に大量のデータを持ち出すことが可能であり、USB メモリ等と同様の管理が必要である。しかしながら、メールに関して情報セキュリティの観点からの規程がない。

(イ) 未承認使用防止が不十分(8システム共通)

外部とのメール送信時に、情報セキュリティ責任者による承認がなくてもシステム上は 送信可能となっており、未承認使用の防止が不十分な状況にある。メールにより大量のデ ータを持ち出すことが可能なため、特にデータ送信を行う場合は、情報セキュリティ責任 者の承認を経た上で送信が行われるようにする必要がある。

⑤ アクセス管理3(サーバルームやマシンルームへの立ち入りの管理)

(i) 府庁電算室

(ア) 窓がある

「京都府情報セキュリティ対策基準」によれば、情報システムの設置場所は、外部からの侵入が容易にできないように管理区域は可能な限り無窓の外壁等に囲まれた区画とすることとされる。

(イ) 出入口が二つある

「京都府情報セキュリティ対策基準」によれば、情報システムの管理区域から外部に通じる出入口は1箇所のみとしなければならない。

(ウ) 施錠されていないラックがある。

カギのかけられていないラックがある(情報政策課管理分)。重要な機器があるためラックに管理している以上は、施錠を行い、厳重に管理する必要がある。

(エ) 保管状態が適切でないものがある。

情報資産の保管状態について、下記の問題点が発見された。

- ・バックアップデータの一部が、ラック外に保管されている。
- ・運用監視 PC もラック外にある。

これらはともに、重要な情報資産であるため、ラック内にて厳重に保管する必要がある。

(オ) 整理状態が悪い

廃棄予定の備品が多数あるなど、整理状況が不十分であるので、整理整頓されたい。

(カ) 部外者入室時の担当者立会不徹底

部外者が入室しているときに情報政策課職員が常に立ち会うことが望ましいが、困難な場合は、必要に応じて監視カメラによる監視等の措置が必要である。

- (ii) 府庁(防災情報サーバ室)
- (ア) 窓がある。
- (イ) サーバ室の奥が職員ロッカーとなっている。
- (ウ) サーバ室が施錠されていない。

(5) 災害対策・業務継続計画について

- ① 業務継続計画について
- (i) 緊急時運用マニュアルがない

京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)に「情報システム運用確保のマニュアルや チェックシートを整備し、情報システム担当職員全員が共有する。」とあるが、実際には、 マニュアル等は制定されておらず、早急に制定が必要である。

(ii) 主要なシステムが全て業務継続計画に反映されていない

京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)には、情報政策課所管分しか記載されておらず、他部署で所管しているシステムについては記述されていない。

(iii) 府庁電算室・府庁(防災情報サーバ室)の脆弱性

府庁電算室及び府庁(防災情報サーバ室)は情報資産管理の観点から不十分な状況にある。府庁に設置しているサーバを全てデータセンターに移管することにより、より強固な管理体制下に置くことを検討されたい。

② 復旧対策の現状について

(i) 復旧等優先すべきシステムが明確に定義・認識されていない

復旧を優先すべきシステム・データが明確に定義されていないが、京都府庁地震業務継続マニュアル(全庁版)に状況を記述することが必要である。

(ii) バックアップが庁舎外保管されていない

本監査での検討対象としたシステムの多くでバックアップデータが庁舎外保管されて いない。

(iii) 定期的にリストアテストを実施していない(人事、教職員人事電算、税務支援、衛星通信系防災情報)

リストアテストは、開発当初に実施したのみで、それ以降は実施していないシステムが ある。

- (6) 外部委託事業者の管理について
- ① 委託契約書に改善の必要がある
- (i) 外部委託事業者が京都府の規程を確認していない (8 システム共通)

契約書に付随する業務仕様書に、外部委託事業者が「京都府電子計算組織等運用管理規程等関係規程を遵守すること。」としている契約があるが、外部委託事業者ではこれを確認していない。

(ii) 京都府による監査を受け入れることを明記していない (8 システム共通)

京都府が要求する管理水準を外部委託事業者に確保させるために、状況に応じて、京都府が外部委託事業者に対して監査を行うことを契約書に明記する必要がある。

(iii) 作業場所を特定していない (人事、教職員人事電算、税務支援、統合財務)

作業場所を特定しない場合、情報資産の紛失の可能性が高まるため、作業場所を特定して情報資産の適切な管理等を外部委託事業者に実施させる必要がある。

(iv) 外部委託事業者の従業員であることを確認していない (8 システム共通)

外部委託事業者から正規の名簿の提出を受けていないため、外部委託事業者の従業員であることを対策基準に従って適切に確認できていない状況にある。

(v) 契約書全体の不備(教職員人事電算)

基本方針及び対策基準に規定されている事項のうち大半が、契約書に記載されておらず、情報セキュリティに関連する事項としては個人情報保護に関する事項が記載されているのみである。

(vi) 業務仕様書の不備(新人事給与、人事)

基本方針及び対策基準に規定されている事項の主要部分が、業務仕様書において遵守すべき事項として記載されているものの、完全には網羅されていない。

② 再委託承認が行われていない (新人事給与、行政事務支援、総務事務)

対策基準及び契約書により、業務の全部又は一部の処理を再委託する場合は、書面により京都府の承諾が必要と規定されている。しかしながら、新人事給与、行政事務支援、総務事務の3システムにおいては、いずれの再委託先とも京都府の承諾が行われていない。

③ データのやりとりが対策基準に沿っていない(教職員人事電算、総務事務、衛星通信系防災情報)

一部の外部委託事業者において、USB メモリにデータを保管して、これを持ち運びしているケースがあるが、その際のデータのやりとりが、対策基準に沿っていない。

④ 府による監査が行われていない(8システム共通)

外部委託事業者に対する監査が実施されておらず、定期的に実施する必要がある。

(7) 教職員課について(規程遵守の不徹底等)

教職員課による教職員人事システムの管理状況については多数の問題点が発見されたが、その根本的な原因は、教職員課で定めた「情報セキュリティ実施手順」を適切に遵守すべきとの意識の低さが原因であると言える。

① 指紋認証を使用していないこと

教職員課担当者が指紋認証装置に不具合が発生した際、指紋認証を使用していなかったが、不具合は直ちに修正すれば良いだけのことで、各教育局に実施手順の遵守を指導すべき立場にある教職員課が適切に実施手順を遵守していないことは、その立場上からも問題である。

② 実質的な再委託の問題

機器保守対応については、リース会社からケイアイエスユー㈱に再委託されている状況にある。対策基準等で定められている以上、京都府による承諾は必要であり、再委託の承諾が行われていないことは問題である。

③ 外部委託事業者の契約代表者の形骸化

平成 24 年 4 月 1 日に㈱ジェーワンシステムと締結した委託契約書を確認したところ、 ㈱ジェーワンシステムの契約代表者は京都支店長となっている。しかしながら、そもそも 京都支店は実質的に存在していない。契約そのものの有効性に関わる問題であり、㈱ジェーワンシステム代表取締役を契約代表者として契約締結を行う必要がある。

④ 実施手順に開発・変更に関する事項がないこと

㈱ジェーワンシステム及びケイアイエスユー㈱は開発・変更に関する規程・手順等を定めていない。外部委託事業者に規程等がないことは、情報システム管理上問題である上に更に、それを社長自ら問題と感じていないことは、地方公共団体のシステムを開発する業者としては不適切と言わざるを得ない。

3 契約の状況

(1) 人事システム開発業務、保守運用支援業務

- ① 開発の契約手続の適切性の検討
- (i) 予定価格積算における人件費単価について

予定価格の積算において、人件費の単価が一律「900 千円/人月」として積算されているが、業務内容に応じて人員の単価は異なるのであるから、詳細な人員別工数の見積を行うとともに、その設定単価については、実勢価格の把握に努めることが必要である。

一律単価の問題は、システム開発等の経費積算に当たって全庁的に考慮すべき事項であ り、経費積算の緻密なルールの検討が望まれる。

② 運用の契約手続の適切性の検討

(i) 運用業務の経費積算について

保守運用業務について、企画提案においては5年間の運用経費の提案となっていることから、6年目以降となる今後の更新に当たっては、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、経費積算の妥当性を検討する必要がある。

(2) 教職員人事電算管理システム構築業務、運用業務

① 開発の契約手続の適切性の検討

- (i) 契約方式として企画提案公募方式を採用する場合は、部内者のみによる採点では 偏った評価に陥りやすく、京都府庁内の情報政策関係部署や外部有識者などの部外 者の意見を聞く体制を採用すべきである。
- (ii) 企画提案方式による予定価格積算のための参考見積は、提案書提出業者以外の者から複数社において入手すべきである。
- (iii) システム開発時の予定価格の積算基礎に誤りがある。このような、当該年度に発生 しない経費を含めた積算基礎資料が看過されたことは、組織上のチェック体制の重 大な問題である。
- (iv) 平成 16 年度に行われた当初の機器調達における機器賃貸借契約において、結果的に、システム開発業者である㈱ジェーワンシステムが機器調達業者となっていると思われる。今回の調達機器が汎用機器であることからすれば、これに係る契約方式は一般競争入札によるべきであり、契約方式が不適切である。
- (v) 当初の機器賃貸借契約において㈱ジェーワンシステムと別途締結されている機器 保守業務契約は、本来、機器賃貸借の契約に含めて一般競争入札により行われるべ きものである。
- (vi) 教職員課には、上記(i) \sim (v)を踏まえて、システム関係における契約手続の一からの研鑽を求める。

② 運用の契約手続の適切性の検討

(i) 9年間の長期にわたり、㈱ジェーワンシステムへの委託金額が毎期同額であり、作業内容、作業工数(120日)、人員単価(1日35千円)のすべてが同一の見積内容

となっている。毎期、適切な積算根拠を検討する必要がある。

- (ii) システム運用業務を担当する㈱ジェーワンシステムから、保守サポートと称してケイアイエスユー㈱へ保守業務の再委託が行われている。再委託に当たっては、京都府への申請及び承諾が必要であり、何らの申請もなく、再委託理由及び業務分担なども不明確なまま業務が行われていることは重大な問題である。
- (iii) ケイアイエスユー㈱のように、その実態を把握していない会社が京都府庁に出入り していることは、取引先の管理体制として重要な問題があると考える。京都府への 申請に基づき会社の概要等を十分確認したうえで承諾する体制を整える必要があ る。
- (iv) (株ジェーワンシステムの社員が退職後に起こした京田辺市教育委員会での贈収賄事件発覚後の対応が不十分であったと考えられ、当時に何らかの調査や検討が必要であったと思われる。また、京都府の契約におけるルール上は問題がないにしても、株ジェーワンシステム、ケイアイエスユー株との取引について、上記の指摘の通り諸々の問題もあり全体を総括する必要がある。

(3) 新税務電算トータルシステム開発業務、運用業務

- ① 運用の契約手続の適切性の検討
- (i) 運用業務の経費積算について

運用業務について、企画提案においては 5 年間の運用経費の提案となっていることから、6年目以降となる今後の更新に当たっては、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、経費積算の妥当性を検討する必要がある。

- (4) 内部事務アウトソーシング導入業務、運用業務/人事給与システム開発業務、 運用業務
 - ① 運用の契約手続の適切性の検討
 - (i) 経費積算についての指摘事項

各業務項目を詳細に区分した見積金額の入手及び他事例との比較検討を実施するなど の方法により、常に経費積算についての妥当性を検討する必要がある。

(5) 行政事務支援システム開発業務、運用業務

- ① 開発・運用の契約手続の適切性の検討
- (i) 開発業務の企画提案公募方式の採用について

運用業務を伴う開発業務の企画提案公募方式を採用する場合には、少なくとも参考情報として、運用業務の経費積算を提示させることが必要であると考える。これも考慮の上、開発業務の業者選択が行われるべきである。

(ii) 運用業務の5年間複数年契約のメリットの検討について

単年度契約と複数年契約の価格差を十分に検討するためには、毎年の工数実績等の管理を十分に行う必要がある。工数実績の十分な管理及び単価の市場調査を行い、適切な価格差が契約金額に反映されたかの検証を行い、これを更新時の契約交渉材料とすることが重要であると考える。

(6) 統合財務システム開発業務、運用業務

- ① 開発の契約手続の適切性の検討
- (i) 契約関係文書の保存について

開発の企画提案関係の文書の保存期間が5年となっており、平成17年度の文書であるため平成22年度までの保存期限となっていた。このため企画提案の経費見積などの資料がないということであったが、文書の保存について、現実に現在稼働中のシステムの資料が破棄されることがあってはならないと考える。このような資料は、システム更新の際の重要資料となり得るものであるから、規程の見直しも含め資料を保存する方策を講じるべきである。

② 運用の契約手続の適切性の検討

(i) 運用業務の経費見積について

業者よりの見積書に添付された平成 24 年度の運用業務仕様(通常業務)においては、 人件費の単価は、一律「900 千円/人月」として積算が行われている。業務内容に応じて 人員の単価は異なるのであるから、詳細な人員別工数の見積を行うとともに、その設定単 価についても人員別の提示を求め、見積金額の妥当性を検討すべきである。

(7) 総務事務システム開発業務、運用業務

① 運用の契約手続の適切性の検討

(i) 運用業務の経費積算について

運用経費については、当初の契約から6年間の長期に亘り、毎期同額の更新が行われているが、今後の更新に当たっては、新たに詳細な人員別工数の見積を求めるとともに、その設定単価についても提示を求め、現状における経費積算の妥当性を検討する必要がある。

4 資産管理

(1) 府庁電算室

① 廃棄できない機器

雑多に積まれた廃棄予定の機器のうちに「H14情報通信基盤」と書かれた無停電電源装置(UPS)やルーターなどがあった。これらは、国(総務省)の情報通信格差是正事業費補助金(地域イントラネット基盤施設整備事業)の交付を受けて設置されたものである。設置された資産の耐用年数期間は処分できないという条件が付され、条件違反をすると補助金返還義務が発生するため、現在使用していないにもかかわらず耐用年数(10年)の経過までサーバルーム内に保管されている。

400 台程度もの機器が3年間も保管されている原因は、急速な技術革新を続け、製品サイクルが速くなった通信機器の実態に国の制度が対応できていないことにあるということであるが、さらなる国への是正要望も含めて、今後このようなことが生じないよう方策を検討することが必要と考える。

② 実地たな卸

電算室内の定期的な機器の実地たな卸は実施されていない。設置状況については機器の 払出ごとに一覧を作成して管理しているとのことであるが、実地たな卸により実在性や稼 働状況を定期的に把握することが望まれる。また、情報資産のたな卸を行い導入・運用コ ストを含めた「情報システム台帳」を整備する必要があると考える。それにより機能が重 複しているシステムの統廃合や資産の有効活用を検討していくべきである。

(2) 防災・原子力安全課「サーバ設置場所」

① 現物管理

固定資産台帳に登録している資産の現物を確認したところ、どの機器がどの備品コードで登録されているかを特定することができなかった。購入時にユニットで一括登録されているためであり、現在の管理方法でたな卸等の在庫確認が十分にできるとは考えにくい。

② 整理整頓

サーバ室が物置として使用されている。情報システムの物理的セキュリティ上の問題がある。設置場所は、緊急時における京都府の連絡拠点となる重要な場所でもあるので、早急に整理整頓する必要がある。

(3) その他の事項

① 備品・周辺機器管理について

京都府会計規則第209条第2項によると、借用物品についてもラベルによる表示を義務付けているが、それが遵守されていない状態である。

② 防災・原子力安全課の衛星車載局指令車(以下「車載局」という)について

車載局は大規模災害時で携帯電話等一般加入回線が途絶した場合に備えて、現地から国及び全国自治体に被害状況、応援要請等を発信することにより迅速な初動体制を図るために配備されている。活用実績や経済効率のみでの議論にはなじまないことは十分理解できるが、イニシャルコスト3億円、ランニングコスト年間180万円の資産を、平成17年から現在までの7年間で1度しか利用していない。

車載局が効果的に活用できるよう今後の情報連絡体制について検討していく必要があると考える。

以上